

○農林水産省令第十六号

農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第二条第三項第一号、第三十二条第六項及び第四十六条第一項並びに農地法施行令（昭和二十七年政令第四百四十五号）第三十条第一項の規定に基づき、農地法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年三月三十一日

農地法施行規則の一部を改正する省令

農地法施行規則（昭和二十七年農林省令第七十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

農林水産大臣 野上浩太郎

	改 正 後	改 正 前
	<p>（法人が行う農業に関連する事業として行うことができる事業）</p> <p>第二条 法第二条第三項第一号の農林水産省令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 農畜産物若しくは林産物を変換して得られる電気又は農畜産物若しくは林産物を熱源とする熱の供給</p> <p>三 五（略）</p> <p>六 農地に支柱を立てて設置する太陽光を電気に変換する設備の下で耕作を行う場合における当該設備による電気の供給</p> <p>（利用意向調査の対象とならない農地）</p> <p>第七十七条 法第三十二条第六項の農林水産省令で定める農地は、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>一 農地中間管理事業の推進に関する法律第二十号（第二号に係る部分に限る。）の規定により農地中間管理権に係る賃貸借又は使用貸借の解除がされたもの</p> <p>二（略）</p>	<p>（法人が行う農業に関連する事業として行うことができる事業）</p> <p>第二条 法第二条第三項第一号の農林水産省令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一（新設）（略）</p> <p>二 四（略）</p> <p>（新設）</p> <p>（利用意向調査の対象とならない農地）</p> <p>第七十七条 法第三十二条第六項の農林水産省令で定める農地は、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>一 法第三十五条第二項ただし書の規定による通知に係るもの</p> <p>二 農地中間管理事業の推進に関する法律第二十号の規定により農地中間管理権に係る賃貸借又は使用貸借の解除がされたもの</p> <p>三（略）</p>

(貸付けの相手方)

第九十一条 令第三十条第一項の農林水産省令で定める者は、次に掲げる者(その者による農地についての権利の取得が法第三条第二項(第五号に係る部分を除く。)の規定により同条第一項の許可をすることができない場合に該当しない者に限る。)とする。

一・二 (略)

(売払いの相手方)

第九十五条 法第四十六条第一項の農林水産省令で定める者は、次に掲げる者(その者による農地についての権利の取得が法第三条第二項(第五号に係る部分を除く。)の規定により同条第一項の許可をすることができない場合に該当しない者に限る。)とする。

一・二 (略)

(貸付けの相手方)

第九十一条 令第三十条第一項の農林水産省令で定める者は、次に掲げる者(その者による農地についての権利の取得が法第三条第二項の規定により同条第一項の許可をすることができない場合に該当しない者に限る。)とする。

一・二 (略)

(売払いの相手方)

第九十五条 法第四十六条第一項の農林水産省令で定める者は、次に掲げる者(その者による農地についての権利の取得が法第三条第二項の規定により同条第一項の許可をすることができない場合に該当しない者に限る。)とする。

一・二 (略)

附則

この省令は、令和三年四月一日から施行する。